

8月定例教育委員会資料（別冊）

令和5年8月28日

教育部 総務

## 第2次久留米市立小学校統合基本計画

令和5年8月

久留米市教育委員会

## 目次

### 本編

はじめに	1
1 第2次久留米市立小学校統合基本計画決定までの手順	2
2 統合の対象校	2
3 統合の組み合わせ	3
4 統合の方式、学校の名称及び位置	3
5 統合の進め方	4
6 統合の実施時期	4
7 統合に向けた取組項目	5

### 資料編

1 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推移について	1
2 統合の組み合わせについて	3
3 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推計について	5

# 本編

## はじめに

現在、人口減少、少子高齢化が進行している中、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響で出生率が低下し、さらに少子化が進む見込みです。

このため市立小学校においても、入学する児童が減少することで小規模化が進み、複式学級が発生する学校が増えていくことが見込まれています。

複式学級は、法律に基づき、隣り合う2つの学年の児童数の合計が、16人以下の場合（第1学年を含む場合は8人以下の場合）に編制されるものです。複式学級では、教員からの直接指導の時間が約半分となることや集団による話し合いが難しいなど、教育的な課題が大きいことから、速やかな対応が求められます。

久留米市教育委員会は、小規模化する市立小学校の課題等に対応するため、その基本的な考え方や方向性等について、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を定めました。

この方針では、小規模校における対応検討の優先順位について、既に複式学級が発生している学校、次に、今後、複式学級の発生が見込まれる学校、そして、望ましい学校規模を下回る学校とし、その対応の基本方策は、学校の統合としています。

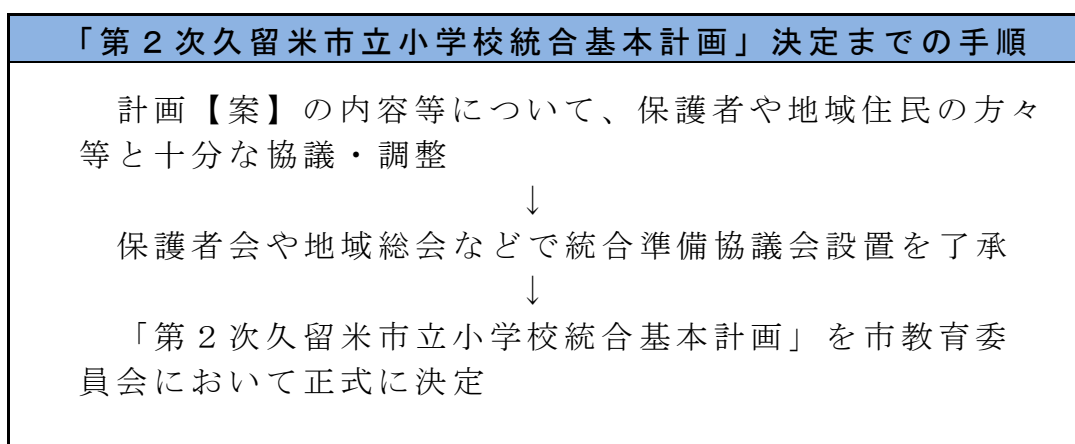
「第1次久留米市立小学校統合基本計画」では、この方針に基づき、複式学級が発生していた下田小・浮島小学校と城島小学校の統合を進めていくための具体的かつ基本的な事項について定め、令和3年4月に、久留米市で初めてとなる小学校の統合を行い、複式学級が解消したところです。

「第2次久留米市立小学校統合基本計画」は、令和5年度に複式学級の編制基準に該当し、その後の児童数推計で拡大・固定化が見込まれる青峰小学校を対象として、速やかな学校統合を進めていくため、市教育委員会において、統合の組み合わせや統合までの手順、実施時期など、具体的かつ基本的な事項について定めるものです。

## 1 第2次久留米市立小学校統合基本計画決定までの手順

この計画は、市教育委員会が、まず「第2次久留米市立小学校統合基本計画【案】」を作成し、その【案】に基づき、統合の対象となる学校の保護者や地域住民の方々等と十分な協議・調整等を経た上で、決定したものです。

### 【本計画決定までの手順】



## 2 統合の対象校

「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、速やかに、必要となる学校規模を確保するために、令和5年度に複式学級の編制基準に該当し、その後の児童数推計で拡大・固定化が見込まれる学校を統合の対象校とします。

### 【統合の対象校】

統合の対象校	複式学級編制の状況
青峰小学校	令和5年度より編制基準に該当

### 3 統合の組み合わせ

より良い教育条件・教育環境を整える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本に、隣接している小学校及び進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせとします。

青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみとなっています。また、青峰小学校の進学先の中学校は高牟礼中学校であり、同じ中学校区内に高良内小学校も含まれることから、統合の組み合わせ校は、高良内小学校とします。

この組み合わせにより、1学年が複数の学級で構成される規模である望ましい学校規模が確保される見込みです。

#### 【統合の組み合わせ】

統合の対象校	組み合わせ校
青峰小学校	高良内小学校

### 4 統合の方式、学校の名称及び位置

統合の方式は、速やかに、より良い教育条件・教育環境を整えるために、大規模な学校施設の整備等を伴わない編入統合とし、学校規模や児童等への総合的な影響、開校の経過等も踏まえ、現在の高良内小学校の校舎を使用します。

したがって、統合後の学校の名称及び位置は、編入先の学校の現行どおりとします。

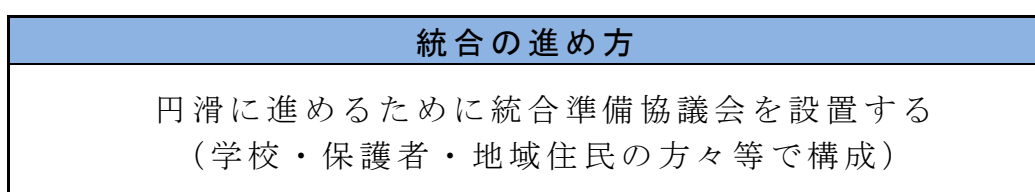
#### 【統合の方式、統合後の学校の名称及び位置】

統合の方式	統合後の学校	
	名称	位置
編入統合	高良内小学校	久留米市高良内町523番地1

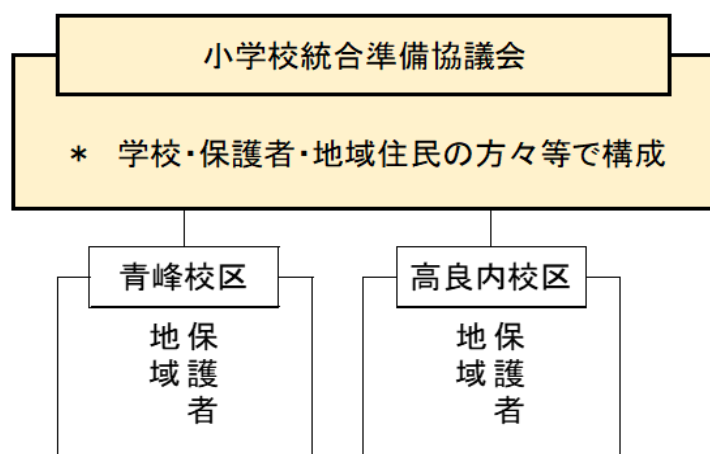
## 5 統合の進め方

具体的に調整すべき事項や円滑な統合に向けて行っておくべき準備等の検討（事前交流の実施など）については、学校、保護者、地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置して進めます。

### 【統合の進め方】



<イメージ図>



## 6 統合の実施時期

統合の実施時期は、令和7年4月1日とします。

統合にかかる学校同士の児童や教職員等による事前交流等の実施のほか、統合準備協議会での具体的な協議・調整等を行うために、一の年度以上の準備期間を確保した上で、統合を実施します。

## 【具体的な手順やスケジュール】

具体的な手順やスケジュール	
R 4 年 1 2 月 ～ R 5 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者や地域住民の方々を対象に説明会等を開催</li> <li>・ 計画【案】を保護者や地域住民の方々等と協議</li> <li>・ 保護者会や地域総会などで統合準備協議会設置を了承</li> </ul>
R 5 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会で本計画を決定</li> </ul>
R 5 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会で小学校設置条例一部改正の議決（＝統合の正式決定）</li> </ul>
R 5 年 1 0 月 ～ R 7 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>※統合に向けた準備期間（約 1 年半）</li> <li>・ 統合準備協議会の設置と統合に向けた取組項目の協議・調整</li> </ul>
R 7 年 4 月	統合校スタート

## 7 統合に向けた取組項目

統合に向け、以下の項目について取り組みます。具体的な内容については、統合準備協議会において協議調整を行います。

### 【取組項目と内容】

取組項目	取組の内容
児童の安全・安心のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前交流の実施</li> <li>○ スクールカウンセラーの拡充</li> <li>○ 教職員配置の工夫</li> <li>○ 高良内小学校の改修</li> <li>○ 通学路の危険箇所への対応など</li> </ul>
<b>その他、統合に伴う協議・検討課題</b>	
○ 通級指導教室	○ 学童保育所
○ 地域の活性化（跡地の利活用を含む）	など



# 資料編

## 1 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推移について

統合の対象校である青峰小学校と高良内小学校の昭和50年度から令和5年度までの児童数・学級数の推移は以下のとおりとなっています。

### (1) 統合の対象校における児童数・学級数の推移

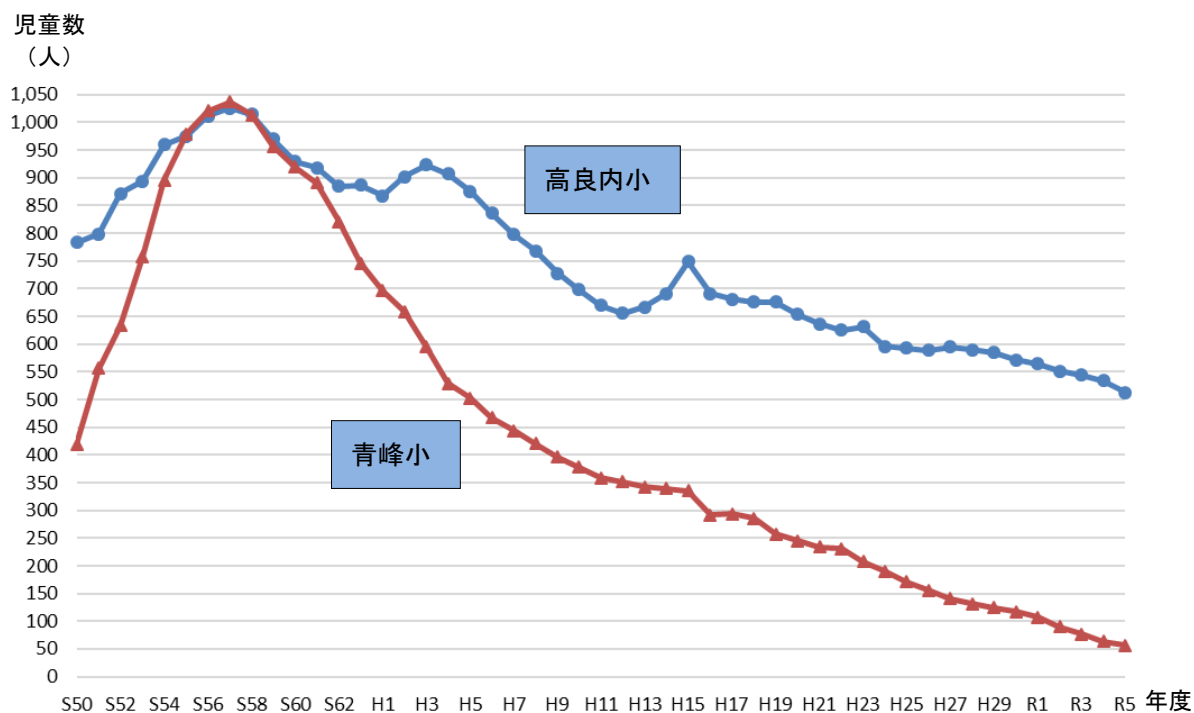
年度	青峰小		高良内小		年度	青峰小		高良内小	
	児童	学級	児童	学級		児童	学級	児童	学級
S50	419	13	783	20	H12	351	13	656	19
S51	556	16	799	21	H13	342	13	667	20
S52	633	18	872	24	H14	339	13	691	22
S53	758	21	894	24	H15	335	13	749	24
S54	896	24	960	24	H16	292	14	691	22
S55	979	26	975	24	H17	294	13	681	22
S56	1,021	27	1,012	25	H18	286	12	676	22
S57	1,037	25	1,026	25	H19	257	11	676	23
S58	1,014	25	1,015	24	H20	245	10	654	22
S59	957	24	970	24	H21	234	10	636	20
S60	919	23	929	23	H22	231	10	625	21
S61	891	22	918	23	H23	208	9	631	22
S62	821	22	885	23	H24	190	9	596	22
S63	746	22	887	24	H25	171	9	593	22
H1	696	19	868	24	H26	156	8	589	22
H2	659	18	902	26	H27	141	9	595	22
H3	595	18	923	27	H28	131	9	590	22
H4	529	16	907	26	H29	124	9	585	22
H5	503	16	876	24	H30	117	9	571	22
H6	467	15	836	23	R1	107	10	564	22
H7	444	14	798	22	R2	90	9	551	22
H8	420	14	768	22	R3	77	8	544	21
H9	396	14	728	20	R4	64	8	534	23
H10	378	13	698	20	R5	56	8	513	23
H11	359	13	670	20					

注)

- ・児童数；特別支援学級在籍児童を含む全児童数
- ・学級数；特別支援学級を含みます

## (2) 青峰小・高良内小学校における児童数の推移グラフ

青峰小学校と高良内小学校ともに、中・長期的には今後も児童数の減少傾向は続くものと推計されます。



凡例)

- ・ 高良内小学校 ; —●—
- ・ 青峰小学校 ; —▲—

## 2 統合の組み合わせについて

統合の組み合わせ校を検討するにあたっては、より良い教育条件・教育環境を整える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本に、隣接している小学校及び進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせ等を踏まえて検討しました。

青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみとなっています。また、青峰小学校の進学先の中学校は高牟礼中学校であり、同じ中学校区内に高良内小学校も含まれることから、統合の組み合わせ校は、高良内小学校とします。

この組み合わせにより、1学年が複数の学級で構成される規模である望ましい学校規模が確保される見込みです。

### (1) 各学校の児童数・学級数の現状

統合の対象校である青峰小学校と組み合わせ校である高良内小学校における児童数・学級数の現状は、以下のとおりです。

#### ①青峰小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	6
児童数	6	6	7	9	10	11	49
1学級当りの児童数	6	6	7	9	10	11	8

#### ②高良内小学校

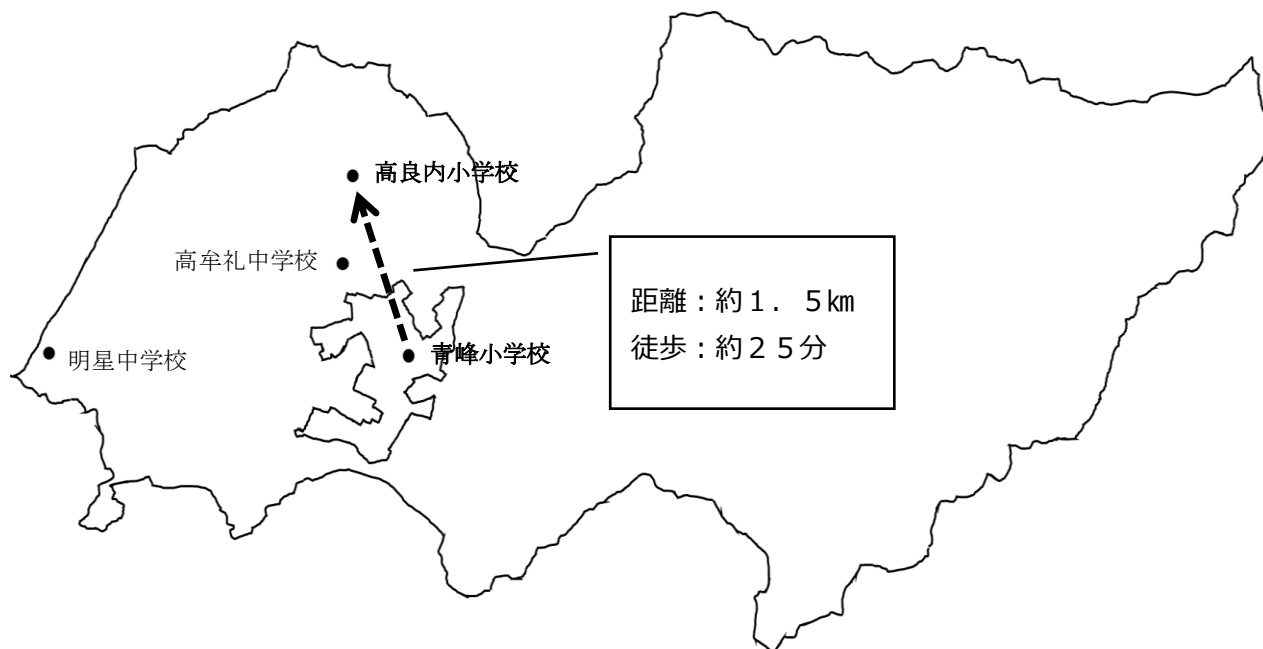
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
学級数	3	3	3	3	3	3	18
児童数	74	90	91	73	84	74	486
1学級当りの児童数	25	30	30	24	28	25	27

注)

- ・令和5年5月1日現在の各学校の児童数・学級数(通常学級のみ)
- ・1学級当りの児童数は平均値を表します
- ・1年生から4年生までは1学級35人編制となっています  
(令和7年度までに全学年で段階的に実施されます)
- ・青峰小学校2,3年生は、複式学級の編制基準に該当していますが、県の特例的な教員の加配措置により回避しています

## (2) 校区図

青峰小学校から隣接する高良内小学校までの学校から学校までの距離と時間は、以下のとおりです。



注)

- ・距離は、青峰小学校から高良内小学校までの実際の道路上で計測した距離を表しています
- ・時間は、児童の徒歩による時間（1分間＝60m）を表しています

### 3 青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推計について

\* R5.5.1 現在の推計値（統合を実施しなかった場合）です

\* 過去5年間の増減を加味して推計したものです

#### ①青峰小学校（小規模校）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R5	1	1	1	1	1	1	6
	6	6	7	9	10	11	49(56)
R6	1	複式学級		複式学級		1	4
	10	5	5	7	8	10	45(47)
R7	1	複式学級		複式学級		1	4
	8	9	4	5	6	8	40(42)
R8	1	複式学級		複式学級		1	4
	5	7	8	4	4	6	34(35)
R9	1	複式学級		複式学級		1	4
	5	4	6	8	4	4	31(32)
R10	1	複式学級		複式学級		1	4
	8	4	3	6	7	4	32(33)
R11	1	複式学級		複式学級		1	4
	8	7	3	3	5	7	33(33)

#### ②高良内小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R5	3	3	3	3	3	3	18
	74	90	91	73	84	74	486(513)
R6	3	3	3	3	2	3	18
	83	72	89	92	71	84	491(510)
R7	3	3	2	3	3	2	18
	85	81	71	90	90	71	488(504)
R8	3	3	3	3	3	3	18
	85	83	80	72	88	90	498(511)
R9	3	3	3	3	2	3	17
	80	83	82	81	70	88	484(490)
R10	2	3	3	3	3	2	17
	75	78	82	83	79	70	467(469)
R11	2	3	3	3	3	2	18
	79	73	77	83	81	79	472(472)

注)

・ 上段；学級数 下段；児童数

- ・児童数の合計()は特別支援学級在籍児童数を含む場合です
- ・過去5年間に1学年が上がるごとの児童数の増減数から増減率を算出し、これを掛けて推計しています
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・R7年度からは全学年で1学級35人編制となります(R7年度までに段階的に実施されます)
- ・隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となります

【参考】統合した場合の児童数(①+②)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R5	3	3	3	3	3	3	18
	80	96	98	82	94	85	535(569)
R6	3	3	3	3	3	3	18
	93	77	94	99	79	94	536(557)
R7	3	3	3	3	3	3	18
	93	90	75	95	96	79	528(546)
R8	3	3	3	3	3	3	18
	90	90	88	76	92	96	532(546)
R9	3	3	3	3	3	3	18
	85	87	88	89	74	92	496(522)
R10	3	3	3	3	3	3	18
	83	82	85	89	86	74	499(502)
R11	3	3	3	3	3	3	18
	87	80	80	86	86	86	505(505)

注)

- ・上段；学級数　・下段；児童数
- ・児童数の合計()は特別支援学級在籍児童数を含む場合です
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・R5.5.1現在の推計値です
- ・R7年度からは全学年で1学級35人編制となります(R7年度までに段階的に実施されます)